

被用者に適用される公的年金保険制度への加入が義務づけられている。ただし、公的年金保険制度への加入が義務づけられた自営業者グループの中でも、保護の必要性には温度差があり、特に高いと判断された自営業者グループについては、更に特別な取扱いが規定されていることがある。例えば、前述したように、芸術家及びジャーナリストという自営業者グループには、独立芸術家社会保険法が制定されており、保険料に関する優遇措置などが規定されている。このように社会的保護の必要性を被用者との関係で捉える背景には、ドイツの社会保険制度がそもそも劣悪な労働条件の下に働かされていた被用者を対象として発展したという歴史的な経緯が影響していると考えられる。すなわち、劣悪な条件で就労していた被用者には、社会的保護が必要であるという考え方から社会保険制度が整えられるようになり、同様に劣悪な条件下に置かれている者に対しても社会的保護を及ぼすべきとして、その対象が拡大されてきたといえよう。したがって、ある自営業者グループが一般的に悲惨な状況にあることが社会的に認識されるか否かが、制度対象者に含まれるかどうかの重要な判断要素になっていると考えられる。

また、社会的保護の必要性が認められた上で、どのように保護を実施するかという観点からは、ドイツにおいて公的年金制度とは別個に農業経営者老齢保障制度が維持されていることに注目すべきであろう。農業経営者老齢保障制度では、天気や気候などの自然環境の影響を強く受ける農業という産業の特殊性が考慮されている。たとえば、所得に関係なく定額の保険料とする一方で、そのために保険料を負担することが困難な低所得者層への配慮（保険料補助金の支給）を盛り込むなどの工夫が凝らされている。この農業経営者老齢保障制度の適用対象者は、産業構造の変化によって急激に減少した。にもかかわらず、ドイツでは多額の連邦資金を投入しながらも制度を維持し続けている。注目すべきは、このように限られた範囲の者に対する制度に多額の連邦資金を投入することに対して目立った批判がない点である。その背景には、適用対象者が少数であるため連邦資金の投入割合が高いといっても、それほど高額ではないという見方もありえるだろうが、基本的には、劣悪な状況に置かれているのであれば社会的保護を及ぼすのは当然との考えから、結果としてそこに資金が集中することも社会的に許容されていると解される。

2. 伝統的な自営業者像

ドイツでは、社会的保護の必要性という視点は重要なものであるが、自営業者の所得保障制度の中には、それとは異なる発想から発展した制度も存在している。それが自由業者の職能別共済組合である。職能別共済組合が組織された背景の一つに、公的年金制度の保障内容を、経済的に恵まれた自由業者らが劣悪だと理解したことにある点が指摘できよう。すなわち、劣悪な保障内容である被用者と同じ制度に入れられることを自由業者らが嫌い、同業者で結束し、組織したのが職能別共済組合であり、現在も基本的に公的年金制度よりも高い給付水準を維持している。

ドイツにおける伝統的な自営業者とは、本来は公的な所得保障制度など必要としない、経済的にも恵まれた者という理解が一般的といえよう。このような認識から、大部分の自営業者には公的な所得保障制度への加入義務は存在せず、前述したように、老後の生活設計は自己責任によって行うことを基本としているのであろう。

V. おわりに

ドイツの自営業者に対する老齢時の所得保障制度は、社会的保護の必要性が認められる自営業者グループについては、当該グループの特性に適した公的な保障制度を提供し、それ以外は自己責任を原則とする制度設計となっている。このような制度体系は、特に必要性の高いところに、限りある連邦（国）の資金を集中的に投下することを可能とするので、資産の分配という面からは優れていると考えられる。

少子高齢化が急速に進展し、公的年金財政が逼迫しつつある日本においては、保護の必要性の高い者に優先的に保護を与えるという考え方を、多種多様な活動を繰り広げる自営業者に関して検証してみる必要があるのではないだろうか。

第7章 スウェーデンの老齢年金保険における自営業者の取り扱い

中野妙子

1 はじめに

わが国の年金保険を巡っては、近年、自営業者を被用者と同一の制度に包括する年金保険の一元化が議論される一方で、自営業者を主たる被保険者とする国民年金における未加入・保険料未納が問題となっている。このように、年金保険、特に老齢年金保険における自営業者の取り扱いは、制度改革を議論するうえで重要な論点である。わが国における制度改革への示唆を得るためには、諸外国において自営業者が年金保険制度上どのように取り扱われているかを研究することが非常に有益である。そのため、研究分担者は、本研究課題における比較法的研究の一部として、スウェーデンの老齢年金保険における自営業者の取り扱いについて調査を行った。

2 スウェーデンにおける自営業者の概況

まず、統計データから、スウェーデンにおける自営業者の概況について検討するとともに、スウェーデンにおける自営業者像を明らかにしたい。

スウェーデンの公式統計を作成する中央統計局の調査によれば、スウェーデンの総人口は2007年末時点で約920万人であり、15-74歳人口約680万人のうち労働力人口は約480万人である。労働力人口の内訳は、就労者が約450万人、失業者が30万人である。さらに、就労者数の内訳を見ると、被用者が約410万人、自営業者（フリーランサーを含む）および家族従業員などの被用者以外の就労者が約48万人となる¹。なお、公式統計で用いられる定義によれば、「就労者」はさらに「有償就労者」と「家族従業員」に区分される。一般的には、同居の家族の事業を手伝う家族従業員は、当該事業での就労に基づき現金での賃金を受け取らないため、「就労者」の定義には含まれるが「有償就労者」の定義には含まれない。有償就労者とは、被用者または事業主として働く者をいう。同様に、公式統計では、「事業主」とは、積極的事業活動²を行う自然人（合名会社³および合資会社⁴の経営者を含む自営業者）、またはごく小規模な株式会社の共同経営者で主たる業務を自分の企業内で行う者を指す⁵。株式会社の共同経営者は、通常は、当該株式会社に雇用されているため、自営業者のカテゴリーには含まれない。2003年の統計によれば、16歳以上人口において、被用者が約380

¹ Statistiska centralbyrån, Arbetskraftsundersökningen Årsmedeltal 2007, 2008, s.12, 15.

² 事業の積極性・消極性については後述。

³ handelsbolag、構成員が無限責任を負う法人形態。

⁴ kommanditsbolag、最低一名の構成員は無限責任を負うが他の構成員は出資額に応じた有限責任を有する形態の法人。

⁵ Statistiska centralbyrån, Några väsentliga sysselsättningsbegrepp i den officiella statistiken, Arbetsmarknads- och utbildningsstatistik 2007:1, 2007, s 12, 13.

万人であるのに対し、自営業者が約 24 万人、自身が所有する株式会社で雇用されている者が約 14 万人となっている⁶。

また、国税庁の統計に基づいてスウェーデンの産業界を概観すると、国内の事業の大半が小規模企業によって占められている。2006 年には約 90 万の事業が国内に存在するが、うち 92%は従業員 5 人未満の小規模事業であり、74%が従業員のいない個人事業である。従業員数 500 人以上の大企業は、国内の全事業の 0.5%に過ぎない。しかし、就労人口の約半数は従業員数 500 人以上の大企業に雇用されており、数としては少ない大企業に就労人口が集中していることが指摘できる。事業の形態を見ると、その大多数が法人格を伴わない個人経営であり、他に株式会社、合名会社が多い。個人経営で行われる事業の業種としては、農林水産業が最も多く（約 10 万）、次いで不動産業、小売・卸売業、建設業が多い。しかし、事業の売り上げに着目すると、数としては多くない株式会社の売り上げが、スウェーデン国内の事業の総売上の 88%を占めている⁷。

中央統計局が行う労働力調査は、ある者を被用者、事業主、家族従業員のいずれに分類するかを、調査票に対する個人からの回答、すなわち自己申告に基づいている。一方、租税局の統計では、事業活動に対する課税の対象となる者が、事業主として集計される。このように、両者が用いる「事業主」または「自営業者」の定義は異なるため、上述した統計を単純に比較考察することはできない。しかし、スウェーデンにおける自営業者の大まかなイメージとして、個人事業主、または合資会社・合名会社の経営者で、業種としては農林水産業、不動産業、小売・卸売業などを営む者たちを考えることはできよう。以下では、このような自営業者像を念頭に、スウェーデンの老齢年金保険制度において自営業者がどのように取り扱われているかを検討する。

3 スウェーデンの老齢年金制度の概要

(1) 1998 年の抜本的改革

スウェーデンでは、1998 年に老齢年金保険の抜本的改革が行われ、それまでの二階建ての年金制度から所得比例の一階建ての年金制度へと移行した。1998 年以前の年金制度⁸は、定額の基礎年金（folkpension）および所得比例の国民付加年金（allmän tilläggspension, ATP と省略される）からなる、二階建ての制度体系であった。基礎年金・国民付加年金ともに、スウェーデン国内に居住する者が自営業者・被用者の別を問わず加入した。保険料は使用者および自営業者が

⁶ Statistiska centralbyrån, Förvärvsarbetande (dagbefolkning) efter yrkesställning 2003. (http://www.scb.se/templates/tableOrChart___158581.asp)

⁷ Skatteverket, Skatter i Sverige 2007, Skattestatistisk årsbok, 2007, s 166-168, 181-183.

⁸ 1998 年以前のスウェーデンの公的年金制度については、木村陽子「年金制度」丸尾直美・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障⑤スウェーデン』（東京大学出版会）151-163 頁、井上誠一『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析』（2003 年、中央法規出版）272-276 頁が詳しい。

負担し⁹、基礎年金は完全賦課方式によって、国民付加年金は修正賦課方式によって運営された。保障水準は、基礎年金と付加年金を合わせて従前所得の60%に設定されており、この水準の給付を確保するために必要な保険料水準を決定するという、確定給付方式が取られていた。

しかし、このような旧制度には、①経済の低成長および少子高齢化の進行による老齢年金の深刻な財源不足、②年金制度の充実の反面として、退職による所得喪失の保障という年金の性格の後退、③国民付加年金保険における15年ルール（現役時代の中で最も実質所得の高かった15年間の所得を、年金算定の基準とするルール）の不適切性、といった問題点が存在した。そのため、1980年代後半から年金保険の抜本的改革が議論されるようになり、老齢年金については、1998年に所得比例老齢年金法（Lag om inkomstgrundad ålderspension, 以下LIPという）および最低保障年金法（Lag om garantipension, 以下GarpLという）が成立し、1999年1月より新しい老齢制度が段階的に実施されている¹⁰。改革の基本的な方向性としては、①社会経済および人口上の変化に対する柔軟性を強めること、および、②個人にとって給付と拠出の関係が強化されたものにする¹¹ことが掲げられた¹¹。

以下では、スウェーデンの老齢年金保険における自営業者の取り扱いを検討するための前段階として、1998年改革によって成立した新しい老齢年金制度の構造を概観する¹²。

(2) 所得比例老齢年金

①概要

新しい老齢年金制度の中核は、所得比例の一階建ての年金保険である所得比例老齢年金保険（inkomstgrundad ålderspension）である。所得比例老齢年金は、賦課方式の所得比例年金（inkomstpension）および積立方式のプレミア年金（premiepension）の二つの部分から構成される。

所得比例老齢年金の被保険者資格は、スウェーデン国内で就労する者が有す

⁹ ただし、1995年から被用者本人が負担する国民年金保険料（allmän pensionsavgift）が導入された。

¹⁰ なお、早期退職年金（障害年金）は、2003年1月より、疾病保険による給付として再編された。遺族年金についても、2003年1月に新しい法律が制定され、老齢年金からは独立した年金制度となっている。今日の遺族年金は、死亡した者の子に対して支給される遺児年金が中心で、死亡した者の配偶者に対する年金は原則として1年間の有期給付となっている。

¹¹ 年金改革については、飯野靖四「スウェーデンの年金改革」海外社会保障情報 No.119（1997年）6-8頁、井上・前掲注（8）書276-279頁および316-333頁、Anna Christensen, Den sociala dimensionen Socialrätt, 1997, s 134-136; Joakim Palme, The 'Great' Swedish Pension Reform, 2003 (http://www.sweden.se/Default___1898.asp、スウェーデンの公式情報サイト「SWEDEN.se」にて入手）を参照。

¹² 新制度の内容は、主に、木村・前掲注（8）論文156-163頁、井上・前掲注（8）書280-304頁、Claes-Göran Lindgren, Pension 2004, 2004, Pensions Information, s 16-49による。なお、1954年以前に生まれた者については、経過措置が設けられている。

る（社会保険法 3 章 5 条）。社会保険法上、「就労」とは、有償で働くことと定義される（同法 2 章 7 条 1 段）。したがって、被用者であるか自営業者であるかを問わず、スウェーデン国内において有償で就労する者は、所得比例老齢年金の被保険者資格を得る¹³。

年金額の算定方法についてみると、所得比例老齢年金は確定拠出方式に基づいており、納付した保険料総額に応じて老後の年金額が決定される。被保険者が一年間に得た所得は、所得基礎額¹⁴の 7.5 倍（2007 年は 344,250kr、1kr=16 円として約 550 万円）を上限として、年金算定基礎額（pensionsunderlag）として認定される。年金算定基礎額として認定される所得には、実際の所得（年金基礎所得、pensionsgrundande inkomst、以下 PGI という）と架空の所得（年金基礎価格、pensionsgrundande belopp）とがある。年金基礎所得は、就労によって被保険者が得る所得であり、一部の社会保険給付も含む（LIP2 章 1 条、5 条）。これに対し、年金基礎価格は、被保険者が、疾病保険による障害保障給付を受ける場合、兵役または育児に従事する場合、ならびに一定の条件下で就学する場合に認められる（同法 3 章 1 条）。これらの期間は、一定の所得があると仮定して、年金権を保護し、架空の所得にかかる保険料は国庫が負担する。被保険者は、年金算定基礎額の 16.0%を所得比例年金の年金権（pensionsrätt）として、2.5%をプレミア年金の年金権として獲得する（LIP4 章 3 条）。

所得比例老齢年金の財源は、保険料である（LIP1 章 2 条）。保険料率は、保険料基礎所得（avgiftsunderlag）の 18.5%に固定されている¹⁵。保険料は労使折半で負担する方向で検討が進められているが、現在のところ、使用者および自営業者が 10.21%の老齢年金保険料（älderspensionsavgift）を、被保険者本人が 7.0%の国民年金保険料（allmän pensionsavgift）を負担している（社会保険料法および国民年金保険料法）¹⁶。したがって、自営業者は、老齢年金保険料と国民年金保険料の双方を自分で負担することとなる。

国民年金保険料の保険料基礎所得の認定に当たっては、所得基礎額の 8.07 倍が上限となる¹⁷。これは、一定以上の所得が年金算定基礎に含まれず、その部分の所得に対して保険料を負担しても年金権が得られないためである。これに対し、使用者および自営業者が負担する老齢年金保険料については、このような上限が設けられていない。したがって、使用者および自営業者は、所得基礎額の 8.07 倍を超える所得についても、老齢年金保険料を負担しなければならない。

¹³ 上述した公式統計における定義を参考にすると、一般に、同居する家族の事業を手伝う家族従業員は賃金を受け取らず、有償就労とはみなされないため、所得比例老齢年金の被保険者資格は得られないものと考えられる。

¹⁴ 所得基礎額（inkomstbasbelopp）は、一人当たりの名目所得の上昇率に応じて毎年改定される。2007 年の所得基礎額は 45,900kr である。

¹⁵ 18.5%の保険料率は、1998 年の LIP 制定時に、旧制度による給付水準（従前所得の約 60%）を維持するために必要な水準として決定された。J. Palme, *supra* note(11)。

¹⁶ これは純所得に対する保険料率であり、本人負担の国民年金保険料を控除した後の所得に対する割合は、合計 18.5%となる。

¹⁷ 所得基礎額の 8.07 倍の所得から、本人負担の国民年金保険料を控除すると、所得基礎額の 7.5 倍に相当する。そのため、年金基礎所得の上限と保険料基礎所得の上限は一致する。

年金算定基礎の上限を超える所得について支払われる保険料は、年金保険ではなく、一般国庫の収入となる¹⁸。

なお、年金算定基礎額の算定対象となる所得の一年間の合計額が、その年の物価基礎額¹⁹の42.3%（2007年は17,047kr、約27万3千円相当）を下回る場合には、年金基礎所得の認定はされず（LIP2章2条1段）、年金受給権が発生しない代わりに、国民年金保険料も課されない（国民年金保険料に関する法律4条1段）。これは、個人について所得税に関する自己申告義務が発生する最低所得額に相当する（自己申告および租税監督情報に関する法律2章2条1段）。使用者および自営業者が負担する老齢年金保険料には、このような賦課最低額は設けられていない。

所得比例老齢年金の受給は61歳から可能であるが、被保険者は受給開始を自由に延期できる。所得比例年金とプレミアム年金の受給開始年齢が一致する必要はない。また、被保険者は、年金の受け取り方法を満額、4分の3、2分の1、または4分の1の額から選択することができる。受給開始を遅らせた場合、または受給額を減額した場合、将来受け取る年金額が増大する（LIP5章1条、9章1条）。

②所得比例年金

合計18.5%の保険料率のうち16%分が、所得比例年金部分に投入され、賦課方式によって運営される。所得比例年金は賦課方式であるが、被保険者が獲得した所得比例年金の年金権は、概念上の個人別年金口座に積み立てられる。積み立てた年金権およびそのみなし運用利回り²⁰の合計額が、年金額の算定基礎（年金権総額、pensionsbehållning）となる（LIP5章2条）。この仕組みを、「概念上の拠出立て」（Notional Defined Contribution, NDC）と呼ぶ。

受給開始時の年金額は、年金権総額を一定の「除数」（delningstal）で割って算定される（同章11条）。「除数」は、年率1.6%の仮定の実質所得上昇率、および受給開始時における当該受給者層の平均余命に基づき、決定される。すなわち、ある世代の平均余命が伸びると、当該世代の年金額が引き下げられる仕組みである。受給開始の翌年以降は、毎年、物価上昇率と実質所得上昇率を加味した経済調整スライド（följsamhetsindexering）が行われる（同章14条）。また、2002年1月から、年金財政のさらなる長期的安定化を図るために、自動財政均衡メカニズム（automatiska balansering）が導入された。この制度により、年金財政が一定の危機的状況に陥った場合、議会の議決を経ることなく、自動的に年金額のスライド率やみなし運用利回りが引き下げられる（同法1章5a条ないし5c条）²¹。

¹⁸ C. Lindgren, *supra* note(12), s 21.

¹⁹ 物価基礎額は、毎年消費者物価上昇率に応じて改定される。2007年は40,300krである。

²⁰ みなし運用利回りは、所得上昇率、年金受給開始前に死亡した被保険者の年金権総額を同年齢の被保険者に分配した相続益（arvsvinster）、および管理運営費を考慮して定められる。

²¹ 詳細については、井上・前掲注（8）書289-299頁を参照。

③プレミア年金

保険料率のうち2.5%に相当する分の保険料は、積み立て方式部分であるプレミア年金に投入される。

被保険者は、自分の積み立て資金について、自由に資金運用機関を選択することができる (LIP8 章4条)。プレミア年金の支給額は、年金受給開始時まで積み立てた保険料およびその運用利益の合計額によって決まる (同法7章1条)。

なお、被保険者は、自身のプレミア年金の年金権を、任意で配偶者に譲渡することができる (LIP4 章7条)。また、被保険者は、申請により、プレミア年金を自身の配偶者および子のための遺族保障に充てることのできる (LIP10 章)。

(3) 最低保障年金

低所得または無所得のために所得比例老齢年金が受けられない、またはその額が一定水準を下回るという者のために、最低保障年金 (garantipension) が存在する。

スウェーデン国内に居住する者は全て、最低保障年金の被保険者となる (社会保険法3章2条)。最低保障年金の受給権を得るためには、さらに、当該個人がスウェーデン国内に3年間以上居住していなければならない (GarpL4 章1a条)。原則として、16歳に達した年から64歳に達する年までの期間について、居住期間が認定される (同法3章5条)。さらに、満額の最低保障年金を受給するためには、40年以上の居住期間が必要である。居住期間が40年に満たない場合、年金額は減額される (同法4章6条)²²。最低保障年金の受給は、65歳に達した月から可能である。ただし、所得比例老齢年金の受給権を持つ場合は、同時に所得比例老齢年金を受給しなければならない (同法4章1a条、2条)。

満額の最低保障年金 (基礎水準、basnivån) は、単身者について物価基礎額の2.13倍 (2007年は年額85,839kr、約137万円に相当)、既婚者の場合は一人につき物価基礎額の1.90倍 (2007年は年額76,570kr、約123万円相当) である (GarpL4 章4条)。単身者の場合、受け取る所得比例老齢年金が物価基礎額の1.26倍を超えないときは、基礎水準の最低保障年金から所得比例老齢年金を差し引いた額が支給される。所得比例老齢年金の受給額が物価基礎額の1.26倍を超える場合、物価基礎額の0.87倍と、物価基礎額の1.26倍を超える所得比例老齢年金の額の0.48倍との差額を、最低保障年金として支給する。したがって、単身者は、所得比例老齢年金の受給額が物価基礎額の3倍を超えると、最低保障年金を受けられなくなる。既婚者の場合は、所得比例老齢年金の受給額が物価基礎額の1.14倍以下であるときは、基礎水準の最低保障年金から受け取る所得比例老齢年金の額を差し引いた額が支給される。所得比例老齢年金の額が物価基礎額の1.14倍を超えると、物価基礎額の0.76倍と、物価基礎額の1.14倍を超える分の所得

²² このため、スウェーデン国内での居住期間が短い者は、最低保障年金のみでは正当な生活水準を充足できない恐れがある。そこで、2003年から、ミーンズテスト付きの高齢者生計扶助 (äldreförsörjningsstöd) が導入されている。

比例老齢年金支給額の 0.48 倍との差額を、最低保障年金として受給する。既婚者については、所得比例年金の受給額が物価基礎額の 2.66 倍に達すると、最低保障年金は支給されなくなる (GarpL4 章 4 条、5 条)。このように、所得比例老齢年金の受給額に応じて最低保障年金の額を逡減させることで、一定の水準の年金を保障しつつ、最低保障年金を受給する者と所得比例老齢年金のみを受給する者との受給額の差がなだらかになる仕組みが取られているといえる。

最低保障年金の財源は、全額が国庫により賄われる (同法 1 章 2 条)。したがって、最低保障年金制度は強い再分配要素を伴うといえる²³。

以上に見たように、スウェーデンの老齢年金保険制度では、1998 年改革以前から、被用者および自営業者を問わず全ての国民を同一の年金保険に包括している。以下では、とりわけ所得比例老齢年金の行政実務において、年金基礎所得の認定および保険料の賦課徴収をどのように行っているかを検討する。検討を通じて、被用者と比べて正確な所得を把握しにくい自営業者に対して、自営業者と同一の所得比例年金を適用するにあたり、どのような工夫がなされているかを明らかにしたい。

4 年金基礎所得の認定方法

(1) 年金算定基礎額の認定

既に述べたように、所得比例老齢年金保険では、被保険者が一年間に得た所得を年金算定基礎額 (pensionsunderlag) として認定する。年金算定基礎額として認定されるのは、一年間の合計額が物価基礎額の 42.3%以上、所得基礎額の 7.5 倍までの所得である。

年金算定基礎額を構成する所得のうち、実際の所得に基づく年金基礎所得 (PGI) は、国税庁 (Skatteverket) が認定する (LIP13 章 1 条)。毎年、被保険者が年金の算定基礎となる所得を得ている場合は、国税庁がその年金基礎所得を認定しなければならない (同法 2 章 2 条)。認定が行われるのは、所得が生じた年の翌年である (同法 1 章 8 条)。

年金算定基礎額のうち、架空の所得に基づく年金基礎価格は、社会保険事務所 (Försäkringskassan) が認定する。そして、認定された年金基礎所得 (PGI) と年金基礎価格を合わせて各被保険者の年金権を確定するのも、社会保険事務所である (LIP13 章 4 条)。

なお、所得比例老齢年金に関する法律に基づく行政庁の決定に対して不服がある個人は、当該決定を行った行政庁に対して不服申立をすることができる (LIP13 章 9 条)。したがって、年金基礎所得の認定に不服がある個人は、その決定の見直しを国税庁に求めることができる。また、個人が年金権に関する決定に対して不服を申し立てた場合でも、決定の根拠となった年金基礎所得の認定を見直す必要がある場合は、社会保険事務所は国税庁に案件を転送する。その場合、年金権にかかる決定に対する不服申立は、年金基礎所得にかかる決定

²³ J. Palme, *supra* note(11).

に対する不服申立ともみなされる。決定を行った行政庁による不服申立てを経た場合にのみ、個人は行政裁判所に訴訟を提起することができる(同章17条)。

(2) 年金基礎所得 (PGI) の認定

①原則

所得比例老齢年金は、スウェーデン国内で有償で就労する者を対象としており、就労に基づく社会保険である。したがって、所得比例老齢年金の年金権も、有償の就労による所得に基づくこととなる。資本所得、民間年金保険による年金給付など、有償就労に基づかない所得は、年金基礎所得に含まれず、年金権を基礎付けない²⁴。

年金基礎所得 (PGI) を構成する所得には、雇用による所得 (inkomst av anställning) とその他の有償就労による所得 (inkomst av annat förvärvsarbete) の二種類がある (LIP2 章1条)。一部の社会保険給付 (傷病手当など) も、有償就労に基づく所得として年金基礎所得の算定に含まれる。その年の所得税に関する被保険者の課税情報が、年金基礎所得の算定基礎となる。そこで次に、雇用による所得とその他の有償就労による所得がどのように認定されるかを、行政実務の取り扱い指針を参考に検討する。

②雇用による所得

雇用による所得は、被保険者が公的セクターまたは民間セクターにおいて被用者として受け取る、現金払いの賃金、現金払いのその他の給付、または、その他の課税対象となる給付 (自動車や住居など) と定義される (LIP2 章3条1段)。個人に支払われる金銭が賃金か否かの判断に際しては、その名称ではなく、金銭が遂行された労働に対する報酬として支払われているかが重視される。具体的には、出来高払いの報酬、退職金、住宅手当、ボーナス、チップ、通勤手当、時間外手当などが賃金に該当する²⁵。

被用者である被保険者については、国税庁は、使用者が提出する租税監督情報 (kontrolluppgift) に基づいて、当該被保険者の年金基礎所得を認定する。租税監督情報は、各被用者に対して使用者が一年間に支払った賃金その他の給付に関する情報を内容とする²⁶。

雇用による所得に基づいて年金基礎所得の認定を受けるのは、主に被用者となる。しかし、雇用契約が存在しない場合であっても、一定の場合には雇用による所得が認定される。この点に関して、LIP2 章3条2段が、「使用者概念の拡大」に関する原則を規定している。この規定によれば、遂行された労務に対する現金払いの報酬またはその他の課税対象となる給付、ならびに独立して遂行されるのではない活動による一時的な収入は、報酬の受領者が支払者の下で

²⁴ Försäkringskassan, Handledning Beräkning av pensionsgrundande inkomst och underlag för egenavgifter, 2007, s 12f.

²⁵ Försäkringskassan, supra note(24), s 17f.

²⁶ 租税監督情報は、年金基礎所得の認定のほか、被用者に対する所得税の賦課徴収に用いられる。

雇用されていない場合であっても、雇用による所得として年金の算定基礎となる。この場合、報酬の受領者を被用者とみなし、支払者を使用者とみなす。同条文により、ある者が労務の遂行の相手方以外の者から報酬を支払われる場合、使用者とみなされるのは労務遂行の相手方ではなく報酬の支払者となる。また、この規定により、請負契約に基づく報酬が、後述する F 課税票を有しない個人事業経営者に対して支払われる場合、当該報酬は雇用による所得となる²⁷。これは、租税法上は事業所得となる収入が、社会保険法上は雇用による所得として取り扱われることを意味する²⁸。

③その他の有償就労による所得

年金基礎所得を構成するもうひとつの要素が、その他の有償就労による所得である。LIP2 章 6 条 1 段が、「その他の有償就労による所得」の定義を定めており、同規定によればその他の有償就労による所得は以下の五つの類型に大別される。すなわち、①所得税法 (Inkomstskattelagen, IL と省略される) により「積極的な事業活動」とされる事業活動による収入、②独立して遂行される活動による一時的な収入 (趣味による収入、一時的に行った執筆活動による印税収入など)、③他者のために行った労働による、現金による給付またはその他の課税対象となる給付 (請負による収入など)、④ 1 ないし 3 に挙げた収入に代わって支払われる傷病手当などの社会保険給付、⑤海外の支払者から支払われるマリ・キュリー奨学金、である。

LIP2 章 6 条 1 段の規定は、当該所得が雇用による所得とみなされない場合のみ適用される (同条 2 段)。したがって、他者のために行った労働に基づく収入 (上記③) は、給付の受領者が F 課税票を所持する場合にのみ、その他の有償就労による所得となる (LIP2 章 7 条 1 段)。それ以外の場合、すなわち給付の受領者が F 課税票を有しない場合 (そしてこれが大多数の場合である) は、他者のために行った労働による収入は、上述した雇用による所得となる (LIP2 章 3 条 2 段)。

また、法は、合名会社の共同出資者が得る所得について、特別の規定を設けている。すなわち、合名会社の共同出資者が当該合名会社に対して遂行した労務について得る所得は、常にその他の有償労働による所得となる (LIP2 章 6 条 2 段)。

一般的な自営業者、すなわち個人で事業を行う事業主が事業を通じて得る所得は、事業活動による収入 (上記①) の問題となる。ここで、LIP は事業活動の定義として所得税法を引用している。既に述べたように、年金基礎所得の認定は国税庁が行っており、その他の有償労働による所得についても所得税に関す

²⁷ なお、事業主が得る所得のうち、この規定によって雇用による所得に含まれるのは、あくまで他者のために行った労務に対する報酬のみである。事業主が自身の事業活動の中で得るその他の所得 (売り上げなど) は、当該事業主が課される課税の形式を問わず、次に述べるその他の有償就労による所得となる。

²⁸ Försäkringskassan, supra note(24), s 19.

る課税情報に基づいて所得を認定している。そこで、どのような事業活動による所得がその他の有償労働による所得に該当するのか、またその額の認定はどのように行われているのかを明らかにするために、租税制度における自営業者の取り扱いについて検討することとする。

5 租税制度上の自営業者の取り扱い²⁹

(1) A 課税と F 課税

スウェーデンの租税支払法 (Skattebetalningslagen, SBL と省略される) は、課税方法として、大きく分けて A 課税 (A-skatt) と F 課税 (F-skatt) の二種類を用意している (4 章 2 条)。

A 課税は、次に述べる F 課税票を持たない者に適用される。その主たる対象者は被用者である³⁰。A 課税の対象となる所得については、使用者が賃金から税金を控除し、社会保険料を負担する (使用者負担保険料 (arbetsgivaravgifter))。

これに対し、F 課税は、原則として、個人事業を営んでいる事業主が対象となる。F 課税の対象となる事業主は、自分自身で税金および社会保険料 (個人負担保険料 (egenavgifter)) を支払わなければならない。F 課税の適用を受けるためには、国税庁に申請して F 課税票の交付を受けなければならない。事業活動を行う者、あるいは事業活動を行おうとする者が、F 課税の適用を申請することができる (SBL 4 章 7 条)。ただし、F 課税の適用申請は義務ではない。F 課税票の交付を申請せずに事業活動を行う事業主・企業は、特別な A 課税 (SA-skatt) の適用を受ける。

株式会社、合名会社などの法人は、原則として F 課税の対象となる。合名会社の共同出資者は、通常、特別な A 課税 (SA-skatt) の適用を受ける³¹。この場合、共同出資者は、合名会社の売り上げにおける自身の取り分について自ら税金を払い、個人負担保険料を負担しなければならない。これに対し、株式会社の共同経営者は、一般的には当該株式会社に雇用されているため、F 課税票を交付されず、A 課税の対象となる。

個人事業主が F 課税票を所持しているか否かは、請負契約の締結に際して重要な意味を持つ。請負人が F 課税票を所持している場合、注文主は報酬から税金の控除をせず、使用者保険料も負担しない。逆に、請負人が F 課税票を所持していない場合、注文主が税金を報酬から控除しなければならない。請負人が自然人であるなら、さらに使用者負担保険料の支払いも必要となる。すなわち、

²⁹ 以下は、主に、国税庁のホームページ (<http://www.skatteverket.se/>) に掲載されている情報、とりわけ、Skatteverket, Så fyller du i "Skatte- och avgiftsanmälan", SKV418, 2008 (<http://www.skatteverket.se/blanketterbroschyrr/broschyr/info/418.4.39f16f103821c58f680007789.html>); Skatteverket, Starta företag, SKV462, 2008 (<http://www.skatteverket.se/blanketterbroschyrr/broschyr/info/462.4.39f16f103821c58f680007865.html>)に基づく。

³⁰ 被用者のほか、年金受給者も A 課税の対象となる。

³¹ これは、合名会社の出資者に対する F 課税票の交付に制限が設けられており、単に合名会社から利益を得るだけでは F 課税票が交付されないためである (租税支払法 4 章 10 条)。

F 課税票の有無によって、遂行された労務に対する報酬について税金の控除や社会保険料の負担を行うのが、注文主と請負人のいずれであるかが決まるのである。

(2) 事業活動の意義

上述したように、F 課税票の交付を申請できるのは、事業活動を行っている、または行おうとする者である。ここで、事業活動の概念の内容が問題となる。租税支払法 (SBL) は、同法にいう事業活動について、「当該事業における収入が、所得税法 13 章の規定により、当該事業の経営者の事業所得として算定されるような事業」と定義する。そして、所得税法の規定によれば、事業活動とは、「職業として、かつ独立して遂行される有償就労」である (所得税法 13 章 1 条)。

ただし、所得税法は、法人について特別の規定を設けている。所得税法 13 章 2 条によれば、法人の収入および支出は、同章 1 条に規定する事業活動に含まれないものであっても、事業所得として算定すると規定する。この規定により、株式会社、合名会社などの法人が行う活動は、原則として、租税法上の事業活動として租税の賦課徴収を受けることとなる。

したがって、遂行する事業が租税法上の事業活動に該当するか否か、すなわち、「職業として、かつ独立して遂行される」という定義に該当するかが問題となるのは、個人が経営する事業についてのみである。国税庁の実務では、個人経営の事業が上述した定義に該当するために、次の 3 つの要件を充足することを要求している。すなわち、事業の独立性、利益追求性、および継続性である。

第一の要件である事業の独立性は、一般的には、ある者が複数の注文主から注文を受け、請け負った労務の遂行方法を自分で決定することを意味する。具体的には、設備・機材を自分で所有しているか、自己が所有する作業場で労務を遂行するか、作業場・所有機材・在庫・従業員にかかる費用負担を通じて経済的リスクを負っているか、といった事情が総合的に判断される。唯一特定の注文者のために恒常的に働いているといった事情が認められる場合は、独立性の要件が満たされない。

第二の要件である利益追求性については、初年度に利潤を出すことは要求されないが、経済的利益を上げる見込みを示す必要がある。趣味で作ったものの販売などの余暇活動は、利益を上げるものではないため、この要件を満たさない。そして、第三の要件、継続性としては、事業が定期的かつ継続的に行われることが要求される。単発的な仕事の請負は、継続性の要件を満たさず、事業とはみなされない。この二つの要件、すなわち利益追求性および継続性は、ある事業が「職業として」遂行されるというために要求されると考えられる。

(3) 積極的事業活動と消極的事業活動

上述したように、LIP2 章 6 条 1 号によれば、事業活動による収入のうち、年金基礎所得として認定されるのは「積極的事業活動」による収入のみである。所得税法 2 章 23 条によれば、積極的事業活動とは、当該事業について納税義務

を負うものが重要な程度に就労している事業活動をいう。実務では、一般的なフルタイム労働者の労働時間の3分の1以上の時間を就労することを基準として、積極的事業活動への該当性を判断している。スウェーデンでは、通常のフルタイム労働者の年間労働時間数は約1500時間であるため、積極的事業活動の要件を満たすためには、当該事業における就労が年間500時間以上あることが必要となる。

ただし、事業の性質によっては、必ずしも年間500時間以上の就労が要求されるわけではない。たとえば、小規模な農地の経営には一年間に200時間程度の就労しか必要とされないことが多いが、実務上、そのような事業も積極的事業活動とみなされている。

以上の要件を満たさず、積極的事業活動に該当しない事業活動は、消極的事業活動とされる(所得税法2章23条2段)。消極的事業活動による所得は、年金基礎所得の算定基礎とならない。このような所得は、年金制度上は、有償就労に基づかない、資本所得と同様のものとみなされる³²。

(4) 事業所得の算定方法

以上に、租税制度における事業活動の概念の定義を見たが、実際に事業活動による所得の額はどのように算定されているのであろうか。

新規に事業を開始する事業主は、国税庁に事業を登録しなければならず(租税支払法(SBL)3章2条)、その際に租税および社会保険料に関する申告書(skatte-och avgiftsanmälan)を事前課税自己申告(preliminär självdeklaration)のために提出する(同法10章1条1段1号、6条1段)。既に事業を経営しており、国税庁に登録している者が、新たにF課税の適用を申請する場合も、租税および社会保険料に関する申告書を提出する。申告書には、申請者の情報(氏名、住所等)、企業に関する情報(株式会社、合名会社、組合または個人事業主の別、新規事業か継続事業かなど)、事業活動に関する情報(業種、事業の目的、機材の所有や作業場について、株式会社・合名会社の共同経営者についてなど)、登録のための情報(従業員の有無、その数、付加価値税に関する事項など)、見込み課税額の算定のために必要な情報(事業の収入、個人事業主の場合は請負などのサービス提供による収入、資本収入など)を記載する。

租税および社会保険料に関する申告書に記載された情報に基づき、F課税(F課税の適用を受けずに事業を営む場合はSA課税)が算定される。課税対象となるのは事業による純所得(ネット所得)である。純所得の算出方法は、次のようになっている。

収入見込額－支出見込額＝見込利益額

見込利益額－定型控除(25%)＝純所得

課税対象所得の算定の基礎となる収入見込額および支出見込額は、原則として、申告書に記載された自己申告額が用いられる。ただし、国税庁は、例えば不動産税や貯蓄・負債の利子など、その他の収入状況も考慮して、課税対象所

³² Försäkringskassan, supra note(24), s 37.

得を決定することができる (SBL6 章 4 条)。

税金および社会保険料は、一年間の所得の見込額に基づいて先払いされるのが通常である。租税支払法は、見込み払いする税額が、一年後の確定税額にできる限り近いものでなければならないと規定している (SBL4 章 1 条)。見込み税額と確定税額に差が生じると見込まれる場合、事前課税自己申告を新たに行い、国税庁は課税額の再計算を行う (SBL6 章 5 条)。ただし、事情の変動に基づく事前課税自己申告が義務付けられるのは、最終的な確定税額が事前の申告に基づく見込み税額を著しい程度に上回る場合のみである (SBL10 章 3 条)。確定税額と見込み税額の差が約 30%以上³³となる場合、「著しくい程度」に上回るとされる。事前課税自己申告のやり直しが義務となる場合には、その要因となる事情の発生後 2 週間以内に、遅くともその年の 11 月末日までに、申告を行わなければならない (SBL10 章 4 条、同 6 条 3 段)。最終的な課税額は、所得があった年の翌年に行われる確定申告 (inkomstdeklaration) を経て国税庁が決定し³⁴、見込み払いした税額との差額を調整する。

事業開始の翌年以降は、その年の所得に基づく最終的な課税額が、前年の所得に基づく最終確定税額を著しい程度に上回る場合には、やはり事前課税自己申告を再度行わなければならない (SBL10 章 1 条 2 号)。それ以外の場合には、事前課税自己申告は義務付けられていない。新しい事前課税自己申告がなされない場合は、前年までの課税情報に基づいて定型的に税額が算定される。

以上に述べた方法によって、毎年の租税および社会保険料の賦課対象となる事業所得が算定される。事業所得に基づく年金基礎所得 (PGI) も、こうして算定された事業所得に基づいて認定されている。年金基礎所得の認定は、所得があった年の翌年に行われるので (LIP1 章 8 条)、上述した確定申告を経た後の最終的な課税対象所得に基づいて認定されることとなる。

以上の検討からは、事業所得に対する課税においては、納税義務者が自己申告する情報に実務が大きく依存していることが明らかとなる。このような実務のあり方からは、果たして自営業者の事業所得がどの程度正確に把握されているのかという疑問が生じよう。この点については、保険料の徴収の問題とあわせて次に検討する。

6 社会保険料の徴収と未納問題

(1) 社会保険料の負担

既に述べたように、所得比例老齢年金の保険料率は、保険料基礎所得の 18.5% である。負担の割合については、使用者および自営業者が負担する老齢年金保

³³ ただし、最低でも物価基礎額に相当する程度の差額が生じなければ、事前課税自己申告をやり直す義務は生じない。

³⁴ 確定申告は、次のような手順で行われる。まず、国税庁が、事前課税自己申告や使用者からの租税監督情報などに基づいて算定された前年一年間の所得を申告書に記載し、3 月末から 4 月初めに各個人・各企業に送付する。納税義務者は申告書にあらかじめ記載された情報を必要に応じて訂正し、5 月初めまでに国税庁に提出する。その後、申告内容を審査した上で、国税庁は最終的な課税額を決定、通知する。

険料が 10.21%、被保険者本人が負担する国民年金保険料が 7.0%となっている（社会保険料法および国民年金保険料法）。したがって、自営業者は、老齢年金保険料と国民年金保険料の双方を負担しなければならない。

実際には、老齢年金保険料が単独で徴収されることはなく、その他の社会保険料とあわせて、使用者負担保険料（arbetsgivaravgifter）または個人負担保険料（egenavgifter）として賦課徴収される。

ある被保険者が被用者である場合、その者に対して支払われる賃金その他の報酬について、使用者が使用者負担保険料を負担する（社会保険料法 2 章 2 条、10 条）。保険料率は、老齢年金保険料 10.21%をはじめ、疾病保険料 8.78%、遺族年金保険料 1.70%、親保険料 2.20%、労働災害保険料 0.68%および労働市場保険料 4.45%の、計 28.02%となる（2007 年）。

これに対し、被保険者が自営業者である場合は、通常は、自分の所得について自分で個人負担保険料を支払わなければならない。個人負担保険料が課される所得は、積極的事業活動による所得（社会保険料法 3 章 3 条）、事業活動以外の独立の活動から得た所得（同章 4 条）、私人のために遂行した労務に対する報酬（同章 5 条）、などである。保険料率は、疾病保険料 9.61%、遺族年金保険料 1.70%、老齢年金保険料 10.21%、親保険料 2.20%、労働災害保険料 0.68%および労働市場保険料 1.91%の計 26.31%である（2007 年）。

労務の遂行に対して支払われる報酬について使用者負担保険料と個人負担保険料のいずれが課されるかは、ある者が被用者とみなされるか否かではなく、既に述べた F 課税票を有しているかによるところが大きい。すなわち、社会保険料法 2 章 5 条は、労務に対して支払われる報酬の受領者が F 課税票を所持している場合は、使用者負担保険料は課しないと規定する。そして、同法 3 章 8 条が、賃金その他の労務に対する報酬は、同法 2 章 5 条により使用者負担保険料を課されない場合には、個人負担保険料の対象となると規定する。

ただし、租税支払法 5 章 7 条は、労務遂行に対する報酬の受領者が F 課税票を有していても、当該労務が報酬の支払者との雇用関係のもとで提供されたことが明らかな場合には、支払者はその旨を国税庁に届け出なければならないと規定する。報酬の支払者がこの届出を怠っていた場合、国税庁は、支払者が租税および使用者保険料を支払わなければならないと、国税庁は決定することができる（SBL12 章 3 条・4 条）。この規定に基づき、従来の国税庁の実務では、企業の社長、取締役、相談役などに支払われる報酬は、たとえ F 課税票を有する企業が受け取っていても、それら個人に対する賃金とみなし、報酬の支払者に使用者保険料を課してきた。

しかし、この点に関して 2007 年に出された二件の行政最高裁判所の判決は³⁵、国税庁が F 課税票の存在を無視して使用者保険料を徴収することが制限した。

³⁵ 行政最高裁判所 2007 年 6 月 14 日判決。事件番号 748-751-05 および 665-672-04。いずれも未公刊だが、国税庁の HP に要約が掲載されている。

<http://www.skatteverket.se/rattsinformation/rattsfall/2007/2007/rattssammanställning200717.4.383cc9f31134f01c98a80002786.html>

すなわち、行政最高裁判所によれば、租税支払法 12 章 3 条・4 条が適用されるためには、労務遂行と報酬支払の関係が雇用関係であることが報酬支払者にとって明らかでなければならない。そして、雇用関係の存在が明らかであるためには、退職金の支払が従前の雇用関係に基づいている、あるいは、法人と契約したにもかかわらず実際には従来と同じ雇用関係が継続している、といった事情の存在が必要である。このような事情が存在しないにもかかわらず、国税庁が F 課税票の存在を無視して報酬支払者に使用者保険料を課すことができるのは、判決によれば、当事者間の契約が実際の合意内容と異なる偽装契約であったとき場合に限られる。契約が偽装契約であった場合は、当事者が本来合意していた契約内容に基づいて、税金および社会保険料が課される。しかし、偽装契約の存在の立証責任は国税庁が負い、また、両当事者が偽装契約であることを認識していたことを立証しなければならない。そのため、実際に国税庁が偽装契約を理由として報酬支払者に使用者負担保険料を課す可能性は、かなり制限されているといえよう³⁶。

以上より、社会保険料の賦課徴収にあたっては、原則として、報酬の受領者が F 課税票を有しているならば、当該報酬は F 課税の対象となり、その他の有償就労による所得として個人負担保険料が課される。一方、報酬の受領者が F 課税票を所持していない場合、当該報酬には A 課税が課され、雇用による所得として使用者が使用者保険料を負担することになる。このことから、社会保険法・租税法上の労働者・自営業者概念と、労働芳情の労働者・自営業者概念の間には、差異が生じることとなる。

(2) 社会保険料・租税の徴収および未納

社会保険料法は、社会保険料の賦課徴収について租税支払法 (SBL) の規定を引用する (社会保険料法 4 章 1 条)。したがって、賦課対象所得の決定、賦課額の決定および徴収といった、社会保険料の賦課徴収にかかる一連の事務は、租税とあわせて国税庁が行う。前節で述べたように、原則として、租税および社会保険料は、事前課税自己申告に基づく見込額をもって徴収され、確定申告によって見込払い額と確定額との調整がなされる。

税金および社会保険料が期日までに支払われない場合、租税支払法 20 章 1 条に基づき、国税庁は執行官局 (kronofogdemyndigheten) に通知を行う。執行官局は、租税等の公債権のみならず、私法上の債権についても強制執行を担当する官庁である。執行官局は、未納者に対して再督促を行った後 (SBL20 章 3 条)、強制徴収を行う。税金および社会保険料の納付義務の時効は 5 年間であるため、未納のまま 5 年を経過すると、未収額として確定する。

³⁶ 行政最高裁判所は、これら二つの判決において所得税の課税については言及していない。そのため、判決の射程は使用者負担保険料には及ぶが、所得税には及ばないというのが、国税庁の見解である。Skatteverket, Ny rättspraxis i fråga om F-skattsedelns rättsverkningar, Skatteverkets skrivelse 2007-10-04, Dnr 131 609380-07/111 (<http://www.skatteverket.se/rattsinformation/skrivelser/2007/2007/skrivelser20071004.4.7856a2b411550b99fb780009607.html>).

老齢年金保険料を含む社会保険料の納付率に関心がもたれるところであるが、社会保険料に限った未納額・未収額の統計は見つからなかった。これは、一つには、租税実務では租税と社会保険料が区別されていないためであると考えられる。また、1998年に公課の支払いを一つの口座にまとめる制度 (skattekonto) が導入され、税種別に未納額を統計することが不可能となった³⁷ことも理由の一つであろう。

国税庁の統計を見ると、2006年に賦課された租税および社会保険料の最終確定額のうち、約45億krが未納(遅滞額から強制徴収額を差し引いた額)であった。これは、一年の総課税額の0.3%に相当する。未納の原因は様々である。国税庁によれば、失業、疾病、経済的計画性の欠如などの事情により支払いが困難となった場合が多く、個人の納税モラルが未納の原因として有する意味は小さいとされる³⁸。特に、1990年代初めのバブル経済崩壊以降、企業の破産件数およびそれに伴う失業者数と、租税の未納件数の変動には強い連関が見られる。2006年末には、個人による未納の23%、法人による未納の57%が、破産を原因とするとみなされている³⁹。

2006年末の時点で執行官局に登録されている租税債権の累計額は、約450億krである。国税庁は、このうち約40%は、時効が過ぎる前に執行官局によって徴収されるものと見込んでいる⁴⁰。

(3) 所得隠しの問題について

① 所得隠しの実態

これまでの部分で述べたように、スウェーデンの租税制度は、事業所得に対する課税に際して、納税義務者が自己申告する情報に基づいて賦課対象額の認定を行っている。自己申告に大きく依存する租税実務において、果たして自営業者の事業所得がどの程度正確に把握されているのか、ひいては、自営業者の年金基礎所得や租税・社会保険料の付加体小額がどの程度正確に認定されているのか、という疑問が生じよう。

自営業者の所得隠しの問題については、研究調査がほとんど行われておらず、関心も薄い。古い調査では、自営業者世帯は所得を30%低く申告しているという報告もある⁴¹。また、フルタイム労働による平均収入を比較すると、自営業者の所得は被用者に比べて一般に低く、その一因は所得隠しにあると考えられて

³⁷ Skatteverket, supra note(7), s 214

³⁸ Skatteverket, supra note(7)7, s 211.

³⁹ Skatteverket, supra note(7), s 214. なお、バブル経済崩壊直後の1992年には、約2万の企業が破産し、約8万人が失業した。当時の総税額に占める未納率は、1.0~1.2%であった。1990年代後半以降、スウェーデン経済は回復の兆しを見せており、2006年中に破産した企業は約6千、被解雇者数は約1万4千人となっている。

⁴⁰ Skatteverket, supra note(7), s 216.

⁴¹ 1994年に行われたMikael Apelによる研究報告で、中央統計局による1988年の家計統計を下敷きとして、様々な社会グループの申告所得と生活水準を比較することで、自営業者世帯の隠された所得を推定するというものである。Skatteverket, Skatter i Sverige 2004, 2004, s 215fに概要が掲載されている。

いる⁴²。

国税庁は、2006年に、闇就労 (svartarbete) に関する大規模な調査を行った。闇就労とは、課税対象となる所得を得るにもかかわらず、国税庁への届出を行わずに就労することを指す。この調査によれば、闇就労による所得隠しは、年間約 710 億 kr に上るとされる。闇就労は小規模事業に集中していることも指摘されている。闇就労による所得のうち、85%が自営業者および小規模企業（支払う賃金の総額が 10 億円未満）で生じており、11%が中規模企業（賃金総額が 10 億円以上 50 億円未満）、4%が大企業（賃金総額が 50 億円以上）で生じているとされる。闇就労の状況を業種別に見ると、所得隠しの絶対的な額は、賃貸リース業、小売業および建築業で大きい。しかし、正規所得と闇所得の比率を見ると、農林水産業、レストラン業、美容・理容業、タクシーその他の輸送業などで、闇所得の比率が高くなっている。これらの事業は個人事業または小規模な企業として経営されることが多く、小規模事業に闇就労が集中していることの一つの説明となる⁴³。

一方、国税庁は、年間 1330 億 kr が、故意または過失によって課税を免れているとする。これは、スウェーデンの GNP の 5%、総税収の 10%に相当する金額である。その半分以上 (660 億 kr) が上述した闇就労による税金逃れであり、210 億 kr がその他の国内的な誤課税、460 億 kr は国際的な誤課税によるものと算定されている⁴⁴。

これらの調査結果から、スウェーデンにおいても自営業者の所得隠しはかなり存在し、そのことが租税および社会保険料の賦課徴収に相当程度影響を与えているということができよう。

②所得隠しに対する統制

それでは、スウェーデンの租税制度では、所得隠しの問題に対してどのような対応が取られているのであろうか。

租税支払法 14 章 7 条により、自己申告義務およびその他の情報提供義務が正しく果たされることを確保するために、または課税に必要な情報を収集するために、国税庁が租税監査 (skatterevision) の実施を決定することができる。租税監査において、監査人は、事業に関する書類を調査し、事業場への立ち入り検査を行うことができる (課税法 3 章 11 条)。被監査人には、出納簿等の書類を提出し、租税監査に協力する義務が課されている (課税法 3 章 10 条、同 12 条)。被監査人の非協力に対しては、罰金が課される。

監査件数は 1980 年代以降激減している。1980 年代には年間 18,000 件以上の監査がなされていたが、2000 年代には年間 6000~7000 件程度となった。監査件数の減少の背景としては、一つには、複数の租税・保険料をまとめて一つの案

⁴² 2002 年には、被用者の平均年収が 289,000kr であるのに対し、自営業者の平均年収は 172,000kr であった。Skatteverket, supra note(41), s 216.

⁴³ Skatteverket, supra note(7), s 225f.

⁴⁴ Skatteverket, supra note(7), s 242.

件として監査するようになったことが挙げられる。その他に、国税庁における予算の削減および職員数の削減も、原因となっている。2006年には6,636件の租税監査が実施され、うち428件は大企業を、6,636件は中小事業を対象とするものであった⁴⁵。

租税監査によって直接的に改善される税収は、経験的に、総税収の1~2%程度とされる。国税庁は、租税監査を含む租税制度の監督の重要性は、直接的な税収の改善よりも、税金逃れを予防する効果にあると考えている。しかし、国税庁が行った調査では、国民の43%が「税金逃れをすれば国税庁に見つかると思う」と回答した一方で、65%が「租税制度における監督が良く機能しているかは分からない」と答えている⁴⁶。上述したように租税監査の件数が減少していること、また、スウェーデン国内で相当程度の闇就労・所得隠しが行われていることをあわせ鑑みると、自己申告情報の正確性の確保および所得隠しの予防にとって租税監査が果たしている効果は、かなり制限的ではないかと思われる。

7 おわりに

スウェーデンでは、歴史的に古くから、自営業者と被用者の区別なく全国民を同一の老齢年金保険に包括し、所得比例の給付を提供してきた。そして、所得比例給付を行うために欠かせない所得の認定を、租税当局に委ねることで、被保険者の課税情報を利用している。年金保険料を含む社会保険料も、租税と合わせて租税当局が徴収する。租税当局との積極的な連携および課税情報の利用によって、所得の認定および保険料の賦課徴収にかかる事務を効率化しているといえよう。しかし、その租税制度において、自営業者の所得の実態がどの程度正確に把握されているかは、以下に述べるように疑問のあるところである。

本稿における検討からは、租税・社会保険料の賦課徴収の際に、当事者間の関係の実態よりも、F課税票の有無が重要な役割を果たしていることが明らかとなる。すなわち、労務の遂行に対する報酬の受領者が、F課税票を所持していないならば、支払われた報酬は雇用による所得として扱われ、支払者が使用者負担保険料を負担する。しかし、受領者がF課税票を所持している場合は、その他の有償就労による所得、つまり事業所得となり、受領者が個人負担保険料を負担する。このような取り扱いは、たとえば個人事業主が請負契約に基づき報酬を受け取る場合などに、支払われた報酬に対する租税・社会保険料の負担の割り当てを簡潔化・効率化するという意義があろう。

一方で、F課税票の有無に依拠する結果として、当事者間の関係の実態が雇用であるにもかかわらず、報酬の受領者にF課税票を取得させて請負という形式で働かせ、使用者が使用者負担保険料を免れるということも起こりえよう。これまでの国税庁の実務は、F課税票の有無よりも当事者間の契約の実態を重視してきた。しかし、行政最高裁判所の判決が法律の規定を厳格に適用したことにより、実務の変更が免れえなくなったことは既に見たとおりである。国税庁は、

⁴⁵ Skatteverket, *supra* note(7), s 257f.

⁴⁶ Skatteverket, *supra* note(7), s 259f.